

仕様書

1 名称

令和8年度堺市職員の胃レントゲン検診業務

2 目的

職員の健康管理の一環として、胃がんをはじめとする胃部の疾患を早期に発見し、早期の治療につなげるため、X線間接撮影を行うものであること。

3 内容

(1) 会場設営、撤収作業及び検診車の搬入

会場設営、撤収作業及び検診車の搬入については受注者が実施し、検診会場の管理担当者の指示に従うこと。

また、新型コロナウイルス等の感染防止の観点から必要な措置を講じることとし、感染拡大防止に努めること。

(2) 受付（受付時間は、午前9時00分から午前11時30分までとする。）

- ① 先着順に受け付け、受付番号（フィルム番号と同じ。）を付すること。
- ② 受検者から受検負担金500円を徴収し、領収書を発行すること。

なお、領収書（様式自由）については受注者が準備するものとする。

(3) 問診

- ① 受検者が必要事項を記入した胃レントゲン検診票（様式1）に基づき問診すること。
- ② 問診終了後、日常の排便状況に応じ下剤を渡し、受検者に検診車の位置を案内すること。

(4) 胃部X線撮影（読影を含む。）

- ① 検診車で二重造影法により実施すること。
- ② 撮影条件はデジタル撮影とし、8枚以上撮影すること。
- ③ 撮影においては、医師の立会いを要する。

(5) 結果報告

- ① 読影結果は、X線撮影後2週間以内に報告すること。
- ② 受検日毎に胃レントゲン検診結果報告書（様式2）を作成するとともに、要受診者一覧表（様式3）を作成すること。
- ③ 結果通知の送付に当たっては、窓あき封筒を使用し、結果通知を1枚にまとめるなど、誤送付が発生しない方法をとること。ただし、やむを得ず上記の方法が困難な場合（紹介状やフィルムを同封する場合等）は、複数名で封入物確認を行うなど、誤送付が発生しないよう作業手順を定めた上で、発注者の確認を受けること。
- ④ 要受診者については、該当者のX線データ（フィルムコピー又はCD-R等）に保存

したもの）及び読影結果（医師所見）を、受検者が胃レントゲン検診票（様式1）に記入した住所に結果通知と同封の上で郵送し、本市には、要受診者一覧表（様式3）を同時に提出すること。ただし、緊急に治療が必要であると判断した者については、直ちに本市に報告すること。

- ⑤ 全受検者の胃レントゲン検診集計表（年齢別・男女別）（様式4）を作成すること。
- ⑥ 全受検者の胃レントゲン検診結果報告書（様式2）をCDで用意し、報告すること。
- ⑦ 受検者あて結果通知は、受検者が胃レントゲン検診票（様式1）に記入した住所に郵送すること。
- ⑧ 結果通知の送付に係る経費は受注者の負担とする。

（6）経費の負担

業務に使用する機材（機器・備品等（受付会場の机・椅子を除く。））、衛生関係消耗品及び一般消耗品は、受注者が準備するものとし、その経費は受注者の負担とする。

また、新型コロナウイルス等の感染防止のために使用する消耗品等についても、受注者が準備するものとし、その経費は受注者の負担とする。

（7）臨機の措置

受注者は災害発生時等緊急の必要があるときは、履行期間内に代替日を設定する等臨機の措置をとることとし、措置の内容を速やかに本市に通知すること。

4 履行場所

堺市役所本庁（堺市堺区南瓦町3番1号）

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 検診日数

14日間（検診日程については本市と協議の上で決定するため、連続しない場合がある。また以下に記載の「8 受検予定人数」に伴い増減の可能性がある。）

7 対象者

本市より提供する受検者一覧に記載の者を対象者とする。

8 受検予定者数

460人（受検予定者数は、あくまで過去の実績等に基づき想定される人数であり、増減の可能性がある。）

9 秘密の保持

- （1）契約に関し、業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。契約終了後又は解除後も同

様とする。

- (2) 本市が提供した受検者のデータの秘密保持及び保護保管については、最善の管理体制をもって厳重に管理すること。
- (3) 受検者のデータを本業務以外に使用又は利用しないとともに、本市の承認なく第三者に提供しないこと。
- (4) 受検者のデータは、本業務終了後速やかに破棄すること。

10 その他

- (1) 契約締結後速やかに従事者名簿（氏名、資格）及び免許の写し等従事者の資格が確認できる書類を提出すること。
- (2) 結果通知の見本（コメント例等）を本市に提示すること。
- (3) 別記「暴力団等の排除について」を遵守するものとする。
- (4) 受注者は、本業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理に十分留意すること。
- (5) 検診業務の実施に伴って発生する廃棄物等は、受注者が責任を持って適法に処分するものとし、その経費は受注者の負担とする。
- (6) その他、本仕様書に記載のない事項については本市と協議の上、決定することとする。